

薩摩川内市火災予防条例及び薩摩川内市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 19 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 38 号

薩摩川内市火災予防条例及び薩摩川内市火入れに関する条例の一部
を改正する条例

(薩摩川内市火災予防条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市火災予防条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 304 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条を
の2—第38条の7）

」

「

第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条
の2—第38条の7）

に

第2章の3 林野火災の予防（第38条の8・第38条の9）

」

改める。

第38条中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火
災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、第6号を削る。

第2章の2の次に次の1章を加える。

第2章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第38条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野
火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する
注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの
間、市の区域内に在る者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよ
う努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用
の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用
の制限）

第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第66条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加える。

(薩摩川内市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市火入れに関する条例（平成16年薩摩川内市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常乾燥注意報」の次に「、林野火災に関する注意報」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。